



発行 東京都

目次

告示(公) 技能検定員審査の実施.....1

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請.....二
.....(生活文化局都民生活課領域活動推進課).....二

告示(公)

●東京都公安委員会告示第331号
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。
平成27年10月8日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査

(3) 普通自動車免許技能検定員審査

(4) 大型特殊自動車免許技能検定員審査

(5) 大型自動二輪車免許技能検定員審査

(6) 普通自動二輪車免許技能検定員審査

(7) 牽引免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者
5 審査の日時及び場所

(1) 日時

平成27年11月9日（月曜日）から同月13日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1

番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

平成27年10月22日（木曜日）及び同月23日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成27年10月13日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許技能検定員審査又は中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,450円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,650円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,500円。ただし、審査細目を

免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具

（ア） 黒色又は青色のボールペン

（イ） 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (6717) 3137 内線5283

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ロボカップ日本委員会

三 代表者の氏名

大橋 健

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝公園三丁目五番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、人工能及びロボット工学の研究、教育に携わる者に対して、研究開発の標準問題となるロボット・サッカー、ロボットによる災害救助および産業・サービス等（以下「ロボット・サッカー等」という。）の競技会、学術会議及び教育セミナーの開催等に関する事業を行い、次世代の人工能及びロボット工学を研究開発する基盤の提供に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人バリアフリーセンター福祉ネット

ナナの家

三 代表者の氏名

皆河 える子

四 主たる事務所の所在地

東京都狛江市岩戸北三丁目一番八号

五 定款に記載された目的

本会は、障害者および高齢者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本ベッグ矯正歯科学会

三 代表者の氏名

亀田 晃

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区千駄木三丁目二十二番十一一九〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、歯科矯正学の進歩、発展を図り、特にベッグテクニクによる矯正歯科に関する技術改良、学術の向上及びその啓蒙、普及を図る活動を行い、歯科矯正学の発展と国民の健康の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鴻鵠塾

三 代表者の氏名

上田 圭祐

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区西池袋一丁目二十九番五号 山の手ビル
十一階

五 定款に記載された目的

この法人は、学生を対象として、教育、キャリアマネ
ージメント、自己形成の支援に関する事業を行い、日本
経済やGlobalで活躍する人材を数多く輩出するこ
とに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲
載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本補聴器技能者協会

三 代表者の氏名

阿部 秀実

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区内神田二丁目十一番一号

五 定款に記載された目的

本法人は、多くの難聴者に対し、適正な補聴器適合技
術が駆使されるための補聴器技能者を育成するとともに
補聴器技能者の普及啓発により、難聴者および難聴者を
取り巻く社会の活性化を図り、社会福祉の増進に寄与す
ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001